

日本海岸林学会会則

総 則

- 第1条 本会は日本海岸林学会と称する。
- 第2条 本会は海岸林に関する研究の進歩発展を図り、もって海岸林とそれをとりまく環境の保全、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会はつぎの事業を行う。
1. 講演会の開催
 2. 会誌その他印刷物の発行
 3. 優れた業績に対する表彰
 4. その他必要な事項
- 第4条 本会の事務局を東京都市大学環境情報学部内（横浜市都筑区牛久保西3-3-1）におく。

会 員

- 第5条 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員とする。
1. 正会員および学生会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人とする。
 2. 賛助会員は本会の事業を賛助するために入会した団体または機関とする。
 3. 名誉会員は評議員会で推薦した者とする。
- 第6条 本会に入会しようとする者は姓名および連絡先を明記し、会費を添えて本会に申し込むものとする。退会しようとするものは退会届を本会に提出しなければならない。
- 第7条 会員は年度始めに次の会費を納入しなければならない。
- | | | |
|------|------------------|----------|
| 正会員 | 年額 | 3,000 円 |
| 学生会員 | 年額 | 1,500 円 |
| 賛助会員 | 年額 | 10,000 円 |
| 名誉会員 | 会費を納めることを必要としない。 | |

役 員

- 第8条 本会に次の役員をおく。会長1名、副会長2名、評議員若干名、監査2名、幹事若干名。
- 第9条 会長は会務を統括し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。評議員は重要な会務を審議する。監査は会計を監査する。幹事は会長の指示により会務を処理する。
- 第10条 会長および副会長は評議員の互選により選出する。評議員は正会員で決める。監査は評議員会において正会員の中から

選出する。幹事は会長が委嘱する。

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

会 議

- 第12条 会議は総会および評議員会とする。
- 第13条 総会は毎年1回会長が召集する。総会においては会則の改正、予算の決定、決算の承認その他重要事項を審議決定する。議決は出席者の過半数により決定する。
- 第14条 評議員会は会長、副会長および評議員をもって構成し、会長が召集する。議決は出席委員の過半数により決する。

委 員 会

- 第15条 本会に編集委員会をおく。
- 第16条 編集委員会は委員長および若干名の委員により構成される。委員長および委員は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。その任期ならびに交替は会長の例による。
- 第17条 本会に学会賞選考委員会をおく。
- 第18条 学会賞選考委員会は委員長及び若干名の委員により構成される。委員長および委員は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第19条 本会に広報委員会をおく。
- 第20条 広報委員会は委員長及び若干名の委員により構成される。委員長および委員は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

会 計

- 第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

附 則

1. 本会則は平成14年11月3日より実施する。
2. 本会則は平成16年10月8日より実施する。
3. 本会則は平成18年10月15日より実施する。
4. 本会則は平成20年11月15日より実施する。
5. 本会則は平成21年11月8日より実施する。